

1. 議事日程

〔令和6年第5回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和6年12月3日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

【第1号】

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 議長の選挙

【第2号】

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 副議長の選挙
日程第4 議席の指定
日程第5 常任委員の選任
日程第6 議会運営委員の選任
日程第7 議会広報特別委員会の設置について
日程第8 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第10 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙
追加日程第1 閉会中の継続調査の件

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	石飛 慶久
11番	児玉 史則	12番	大下 正幸
13番	熊高 昌三	14番	穴戸 邦夫
15番	秋田 雅朝	16番	金行 哲昭

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

3番 熊高慎二 4番 浅枝久美子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（なし）

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	高藤誠	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	山口渉
主事	事實村峻		



午前10時00分 開会

- 高藤事務局長 定刻になりました。
ただいまより会議を始めさせていただきます。
本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。
出席議員中、宍戸議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。
宍戸議員、議長席にお着きください。

- 宍戸臨時議長 ただいま紹介されました宍戸でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時議会、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。
ただいまの出席議員は、16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。



日程第1 仮議席の指定

- 宍戸臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。
ここで暫時休憩いたします。



午前10時01分 休憩

午前10時17分 再開



- 宍戸臨時議長 ここで休憩を閉じて、会議を再開いたします。



日程第2 議長の選挙

- 宍戸臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙の方法については、投票によることといたします。
これより、議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

- 宍戸臨時議長 ただいまの出席議員数は、16名です。
それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

- 宍戸臨時議長 投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載していただきますが、それまでに投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

- 宍戸臨時議長 配付漏れなしと認めます。
投票を行います。投票用紙に、選挙人の氏名を記載してください。

ここで、投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○宍戸臨時議長

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○藤井事務局次長

1番 益田議員、2番 佐々木議員、3番 熊高議員、4番 浅枝議員、5番 小松議員、6番 南澤議員、7番 山本議員、8番 新田議員、9番 山根議員、10番 石飛議員、11番 児玉議員、12番 大下議員、13番 熊高議員、15番 秋田議員、16番 金行議員、14番 宍戸議員。

○宍戸臨時議長

投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

○宍戸臨時議長

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖の解除〕

○宍戸臨時議長

これより開票を行います。

開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名いたします。

1番、益田議員及び2番、佐々木議員を指名いたします。

両議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○宍戸臨時議長

立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票15票、無効投票1票。

有効投票のうち、石飛議員9票、熊高議員6票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4票です。

したがって、石飛議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました石飛議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。

御登壇願います。

○石 飛 議 長

このたびは、議長へ推薦していただきましてありがとうございます。

6票の票と1票の白票、無効票と、対立候補であります熊高さんの6票という票の分かれ方、この結果をしっかりと胸に抱いて、16名の議員で一枚岩となった議会を目指していきたいと思っております。

ぜひとも議長を皆さんの手で支えていただきつつ、また皆さん議員一人一人の力を存分に発揮して、本当に誇れる安芸高田市市議会を目指していきたいと思っております。

本当に、就任をいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○宍戸臨時議長　これで、臨時議長の職務は全て終了しました。
よって、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時35分　休憩

午前10時37分　再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長　休憩を閉じて会議を再開いたします。
これよりの日程は、お手元に配付いたしました日程第2号のとおりで
あります。

~~~~~○~~~~~

日程第1　会議録署名議員の指名

○石飛議長　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、熊  
高議員及び浅枝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2　会期の決定

○石飛議長　日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思
います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石飛議長　異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分　休憩

午前10時48分　再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長　休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3　副議長の選挙

○石飛議長　日程第3、副議長の選挙を行います。  
選挙の方法については、投票によることといたします。  
これより、議場を閉鎖します。

〔議場の閉鎖〕

○石飛議長　ただいまの出席議員数は、16名です。  
それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○石飛議長　なお、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載く  
ださい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○石 飛 議 長 配付漏れなしと認めます。

記入をしてください。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○石 飛 議 長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

○藤井事務局次長 1番 益田議員、2番 佐々木議員、3番 熊高議員、4番 浅枝議員、5番 小松議員、6番 南澤議員、7番 山本議員、8番 新田議員、9番 山根議員、11番 児玉議員、12番 大下議員、13番 熊高議員、14番 宍戸議員、15番 秋田議員、16番 金行議員、10番 石飛議員。

○石 飛 議 長 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○石 飛 議 長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖の解除〕

○石 飛 議 長 開票を行います。

開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長において、5番、小松議員、及び6番、南澤議員を指名します。

両議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○石 飛 議 長 立会人は、自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち、秋田議員15票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、秋田議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました秋田雅朝議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、告知をいたします。

副議長の就任の挨拶をお願いいたします。

御登壇をお願いします。

○秋 田 副 議 長 ただいま当選の栄誉をいただきました。皆様の力強い御支援だと感謝いたしております。もとより浅学非才な者ではございますが、皆様方のお力を御拝借しながら、議会運営を進めてまいりたいと思います。

何よりも、気持ちの上では所信表明でいろいろとお話をさせていただきましたが、議会、今の議会は本当に市民の皆様から見て信頼できる議

会であるというところを、議長の補佐はもちろんでございますが、一生懸命議員の皆さんとともに進めていきたいと思っております。

それにはいわゆる議会改革、いろいろございますけれども、まずは信頼できる議会、それから議員定数であったり、そこら辺りの議員報酬もまた考えていくときが来るかも分かりませんが、そうしたところは議員皆さんで知恵を出し合いながら、御意見を賜りながら、副議長の役割としてしっかり受け止めて、実行してまいりたいと思っております。

どうか、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議席の指定

○石 飛 議 長 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、1番から9番まではただいまの着席のとおりとし、10番を16番とし、11番から14番までを1番ずつ繰り上げた席を議席とし、16番を14番として指定します。

それぞれの席に御着席願います。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 常任委員の選任

○石 飛 議 長 日程第5、常任委員の選出の件を議題といたします。常任委員の選出の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に益田議員、小松議員、山本議員、山根議員、児玉議員、大下議員、熊高昌三議員、石飛議員。

産業厚生常任委員に佐々木議員、熊高慎二議員、浅枝議員、南澤議員、新田議員、穴戸議員、金行議員、秋田議員。

予算決算常任委員に、議長を除く全議員15名。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。

これに異議はありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指定いたしました、指名いたしました以上の諸議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時36分 休憩

午後 0時56分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
今、各常任委員会の正副委員長の選任、議運広報委員の選出、一部事務組合議員の選出などの調整に時間をかけております。  
なので、13時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時56分 休憩

午後 1時45分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議会運営委員の選任

- 石 飛 議 長 日程第6、議会運営委員の選任の件を行います。
お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、南澤議員、山根議員、児玉議員、大下議員、熊高昌三議員、金行議員を指名いたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸議員を議会運営委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議会広報特別委員会の設置について

- 石 飛 議 長 日程第7、議会広報特別委員会の設置についての件を議題といたします。  
議会広報の発刊及び調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査を行うことにいたしたいと思っております。

これに異議がありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、議会広報の発刊及び調査を行うため、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することと決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、益田議員、佐々木議員、浅枝議員、小松議員、山本議員、新田議員を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸議員を、議会広報特別委員に選任することに決しました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時47分 休憩

午後 2時09分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

総務文教常任委員長に山根議員、同副委員長に小松議員、産業厚生常任委員長に南澤議員、同副委員長に新田議員、予算決算常任委員長に児玉議員、同副委員長に山本議員、議会運営委員長に大下議員、同副委員長に熊高昌三議員、議会広報特別委員長に小松議員、同副委員長に新田議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第8 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

- 石 飛 議 長 日程第8、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。
お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。
芸北広域環境施設組合議会議員に、佐々木議員、浅枝議員、山根議員、金行議員、そして私、石飛を指名いたします。
お諮りします。ただいまの議長が指名しました以上の諸議員を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸議員が、芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、芸北広域環境施設組合議会議員に当選された諸議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○石 飛 議 長 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項
の規定により、指名推選にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決
しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにし
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。
広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、南澤議員を指名いたしま
す。

お諮りします。ただいま議長が指名しました南澤議員を、広島県後期
高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませ
んか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました南澤議員が、
広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された南澤
議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



日程第10 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

○石 飛 議 長 日程第10、広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項
の規定により、指名推選にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決
しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにし
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。
広島県水道広域連合企業団議会議員に南澤議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました南澤議員を、広島県水道
広域連合企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました南澤議員が、
広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました。

ただいま、広島県水道広域連合企業団議会議員に当選された南澤議員
が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

先ほど、議会運営委員長より所管する事務について、会議規則第109
条の規定により、閉会中も継続して調査したい旨の申出がありました。

閉会中の継続調査の件は、緊急を要しますので、緊急事件と認め、こ
れを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の件を日程に追加し、
議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第10 閉会中の継続調査の件

○石 飛 議 長 追加日程第1、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申出に  
ついては、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申出については、  
これを承認することに決しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これにて、令和6年第5回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員